

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 楠本君から平成24年11月26日付をもって議案2件が、同じく平成24年12月6日付をもって議案1件が提出されました。議案は、お手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において2番 阪本君、15番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第11号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例について から、日程第8 議案第28号 市道路線の認定について までの7件

○議長（井上勝彦君）日程第2 議案第11号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関

する条例について から、日程第8 議案第28号 市道路線の認定について までの7件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

〔13番（石橋英和君）登壇〕

○13番（石橋英和君）おはようございます。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例について、議案第12号 橋本市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例について、議案第13号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例について、議案第14号 橋本市営住宅等の整備基準に関する条例について、議案第22号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第23号 市道路線の認定について、議案第28号 市道路線の認定についてを審査するため、12月10日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第11号から議案第14号の4件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、それぞれ関係する法律が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部を条例で定めることとされたため、条例を制定するものである。

議案第11号は、水道法の一部改正に伴い、水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準について、水道法等に定められた基準を参酌して定める

ものである。

委員から、法令の基準を参酌した内容であれば、地域の自主性・自立性は確保できるのかとのただしがあり、条例の制定にあたり、組織体制など地域の実情に応じて検討した上で法令を参酌してもよいと国から示されている。それぞれの基準について、本市独自で整備するのは非常に困難であり、また、法令を参酌しても組織体制上問題がないことから関係法令のとおり条例を制定するものである。なお、全国的にも9割以上の自治体が本市と同じ状況にあると聞いているとの答弁がありました。

議案第12号は、下水道法の一部改正に伴い、市が管理する公共下水道の構造の技術上の基準について、下水道法施行令等の基準を参酌して定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第13号は、道路法等の一部改正に伴い、市が管理する道路及び河川基準等について、関係法令等の基準を参酌して定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第14号は、公営住宅法等の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備に関する基準について、関係法令等の基準を参酌して定めるものである。ただし、第14条の共同施設に関する規定については、国の参酌基準から一部変更し、また、第9条第2項等の市営住宅の基準で規定する措置の詳細については、国土交通省の公営住宅等整備基準の技術的助言を参酌し、別に定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第22号は、公共下水道の汚水処理経費は、原則使用料で賄うこととなっているが、

現状は維持管理費の90%に満たない状況である。また、紀の川流域下水道経営計画の見直しにより、平成23年度より流域下水道維持管理負担金が値上げされ、25年度から再値上げが予定されていることから、使用料金について、10m³までの基本料金を1,300円から1,500円に、超過料金を1m³当たり130円から150円にそれぞれ改定するものである。

委員から、一般的な家庭でどの程度の負担増になるのかとのただしがあり、1カ月当たり20m³の汚水を排除する家庭で約400円の負担増となるとの答弁がありました。

合併浄化槽の維持管理費と改定後の下水道使用料の比較についてただしがあり、各家庭の利用形態が異なるため比較は難しいが、合併浄化槽の7人槽と、公共下水道に1カ月当たり30m³の汚水を排除する家庭を比較した場合、1カ月の負担額は、合併浄化槽で約4,800円、公共下水道で4,500円となり、同じような状況となるとの答弁がありました。

下水道接続率の現状と向上策についてただしがあり、平成23年度末で、整備済み人口3万7,790人に対し、接続人口2万9,541人で、接続率は78.2%である。接続率の向上については、広報や、測量調査・工事着手前・工事完了後にそれぞれ開催する地元説明会、また、下水道法で供用開始から3年以内の接続が義務付けられていることから、3年目にあたる家庭訪問によりお願いしているとの答弁がありました。

関係自治体の動向についてただしがあり、かつらぎ町、九度山町においても、本市と同時期、同額の料金改定案が今12月定例議会に提案されたと聞いているとの答弁がありました。

料金改定の要因の一つに流域下水道維持管理負担金の増が挙げられているが、県に対し負担金を増額しないよう要請しているのか

とのただしがあり、負担金が増えれば一般会計からの繰り出しにより対応せざるを得ない状況になることから、負担金の据え置きを強く申し入れたが、結果として25年度から再値上げとなったとの答弁がありました。

議案第23号及び第28号は、民間事業者が建設し本市が移管を受ける「あやの台64号線」ほか28路線、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として建設し本市が移管を受ける「側道北馬場東家線」、企業誘致のため建設した「紀ノ光台25号線」、都市計画道路事業で建設した「あやの台東線」、及び災害時緊急避難道路として整備する「清水区内5号線」を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地に赴き調査の後審査を行いました。

委員から、側道北馬場東家線の開通に伴う信号機の設置について ただしがあり、京奈和自動車道橋本インターチェンジ付近の国道371号との交差点については12月21日に設置予定である。また、北馬場区内の市道との交差部分については、路面標示、看板等での安全対策を考えている。信号機については、設置に向けて現在、国、公安委員会と協議中であるとの答弁がありました。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）地域防災対策に対する請願が出ていたんですけども、それについての報告は制度上しなくていいんですか。どういうふうになっているんですか。

○議長（井上勝彦君）現在まだ継続中ですので、本日は出ておりません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市営住宅等の整備基準に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

下水道料金を基本料金で200円値上げをするという改正です。不景気で生活が苦しいときに、一気に200円も値上げをするなんて考えられません。公共下水道が供用を開始したとき、橋本市以外の3町は基本料金が1,300円でしたが、橋本市は1,100円としました。このときの説明は大規模団地の汚水処理場と接続するとき、汚水処理量と下水道料金との整合性を図るためというものでした。しかし、高野口町と合併後、1,300円と値上げされました。現在、大規模団地の接続は、さつき台を残す

だけということで、下水道料金の増収につながっているはずですが、私が住んでいる光陽台でも、管理組合の役員たちが大変苦勞されて、今年、公共下水道に接続しましたが、接続して1年もたたないうちに値上げとなれば、不満の声が出ないとも限りません。現行の1㎡当たり130円単価でも、平成32年度に1.5倍の使用料収入が見込まれるということです。公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全が目的なのですから、値上げをせずに接続率を上げることを、まず、すべきだと考えます。

以上をもって、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに、討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号と議案第28号の2件を一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 市道路線の認定について と、議案第28号 市道路線の認定について の2件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号と議案第28号の2件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例について と、日程第10 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について の2件

○議長(井上勝彦君) 日程第9 議案第10号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例について と、日程第10 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番(土井裕美子君)登壇〕

○11番(土井裕美子君) 去る12月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例について、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第10号は全会一致で、議案第26号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号は、地域主権改革一括法の関連として介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準等を定めるものである。

委員から、本市における指定地域密着型サービス事業の事業所数が現状のニーズに対応できているのか とのただしがあり、市内に

は10施設あり、189人が登録し利用している。登録定員が満員になっていない事業所もあり、余裕があれば他市町村の住民の利用を受け入れている との答弁がありました。

議案第26号は、産業文化会館及び温水プールの指定管理者として、平成25年度から平成29年度までの5年間、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定するものである。

委員から、同公社への指定管理の期間を前回の3年から5年に延長した理由について ただしがあり、指定期間を延ばすことにより、管理運営の安定化と経費の節減が図れることや、長期にわたる計画的な管理運営によりイベント等の大きな事業を実施しやすくなることなどを考慮した との答弁がありました。

同公社を公募によらず継続して指定管理者に指定する理由について ただしがあり、同公社は本市の文化・スポーツの振興に大きな役割を果たす目的で市の出資により設立した公益的な法人であることや、平成22年度から指定管理者として適切に管理運営を行っており、十分な経験、能力、技術を有していることなどを考慮した結果、同公社が指定管理者として最適であると判断したためである との答弁がありました。

指定管理料が平成22年度からの3年間は年額1,900万円であったが、平成25年度は2,100万円となり、それ以降も少しずつ増加していくことについて ただしがあり、指定管理料は過去の実績に基づき必要経費から使用料収入を差し引いて算出しているが、平成22年度は教育文化会館、23年度は市民会館の耐震工事のため両館の利用者が産業文化会館を利用していたことにより使用料収入増となっていたこと、平成22年に水泳の監視員を一人増員したため必要経費増となっていることなどの要因が考えられる。また、消費税が平成26年4月から8%、27年10月から10%へ増

税される予定であることを考慮しているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社寄附行為では、理事長が監事を任命するとある。監事の職務は理事の業務執行を監査するものであるが、自身の任命者の監査は適正に行えない。また、役員の任期は2年であるが再任の制限がなく、役員の在任期間が長くなり組織が硬直化すると考えられる。このような組織に、5年間もの長期間、指定管理者として指定する判断は誤りであると考え、本議案に反対するとの討論がありました。

以上、議員各位のご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 請願第7号 地域防災対策に関する請願について

○議長（井上勝彦君）日程第11 請願第7号 地域防災対策に関する請願についてを議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、経済建設委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することは可決されました。